

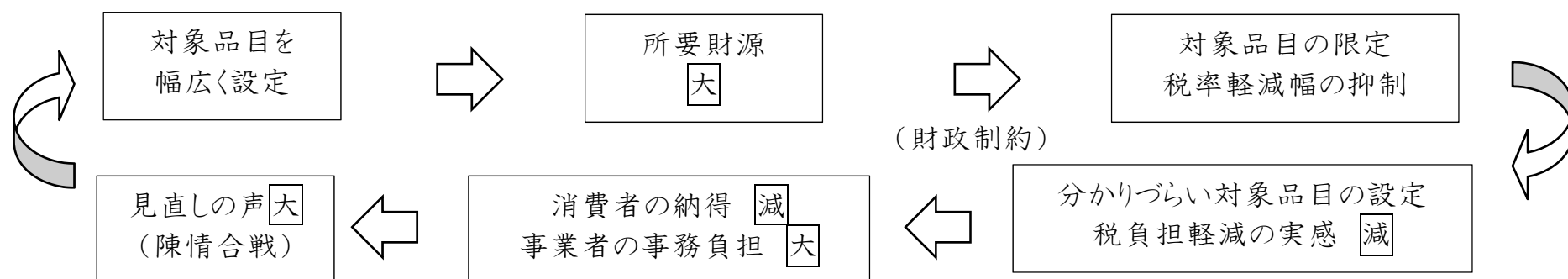
第4回 消費税軽減税率制度検討委員会 (与党税制協議会)

資料

- 消費税の軽減税率制度については、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、検討が進められてきた。このため、5月22日及び5月27日の与党税制協議会・消費税軽減税率制度検討委員会において、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題をまとめた資料を提出した。
- 同検討委員会において、これを踏まえつつ検討を行い、「軽減税率制度の課題」として、
1. 対象品目の悪循環
 2. 事業者の事務負担の増加
 3. 政策目的（低所得者対策）になじまない負担軽減効果の発生
- の3点があるとの認識が共有された。

(参考)「軽減税率制度の課題」（平成27年5月27日資料より）

1. 対象品目設定の悪循環



2. 事業者の事務負担の増加

- (対象が極小でない限り) インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠
- 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加

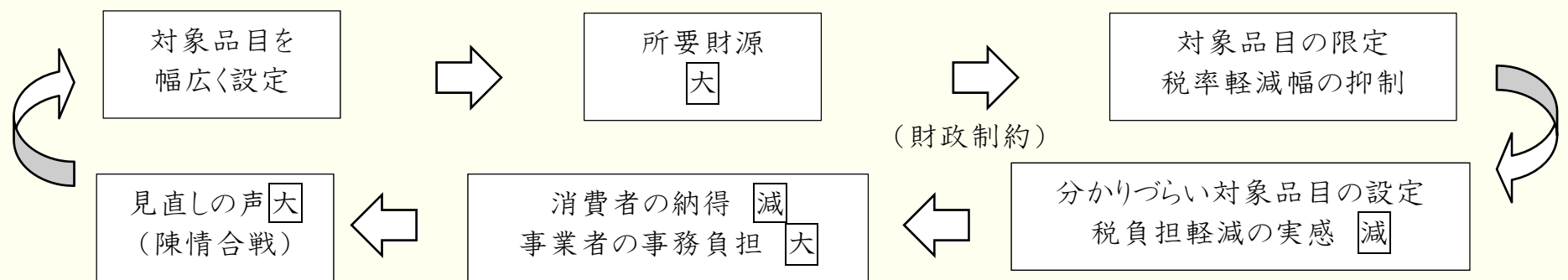
3. 政策目的（低所得者対策）になじまない負担軽減効果の発生

- 高所得者にまで負担軽減効果が及び、所要財源が大きくなる一因となる

- これを受け、まずは飲食料品分野を対象とすることを念頭に、日々の生活の中で消費税負担の軽減を実感できるという消費税の軽減税率制度の趣旨を体しつつ、「軽減税率制度の課題」を解決するための方策を検討してきたところ。この資料は、
- ① 「軽減税率制度の課題」について認識を深めるとともに、課題解決の手がかりを得るため、財務省において行った海外調査や事業者等へのヒアリングなどの追加調査や、それに基づくポイントの検証を紹介し、
 - ② こうした調査から得られた示唆に基づき、課題解決のための方策の検討に当たって採用した、財務省としての検討の方針を示したものである。

軽減税率制度の課題の克服に向けての検討 ～課題に係る追加調査・検証の結果と、対応の方向性について～

1. 対象品目設定の悪循環



(1) 追加調査・検証のポイント

- 軽減税率制度を導入している諸外国における混乱事例についての調査によれば、飲食料品の中で線引きを行ったために、軽減税率の適用を巡って訴訟となった事例や、類似品目間での公平性を問われた事例等が少なからずある。
- 小売事業者からのヒアリングによれば、事業者からは、「生鮮食品」を対象とすれば、消費者に線引きが理解されずにクレームにつながる、「精米」を対象にすれば、十分な低所得者対策にならないにもかかわらず、事業者の事務負担は増えるとの声や、レジ等のシステム対応が困難などの声が多かった。

(2) 検討の方向性

- 飲食料品の中で線引きを行えば、混乱は必至であり、また低所得者対策（逆進性の緩和）として十分な対応とは言えないものと考えられることから、5月22日の与党税制協議会・消費税軽減税率制度検討委員会で示された3案のうち、「生鮮食品」や「精米」を対象とする案は採りがたい。
- 他方、仮に「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合には、高所得者が大きな恩恵を受けることが一因となって、所要財源が大きくなり、安定財源の確保が困難となることから、所要財源を抑える工夫が不可欠。

2. 事業者の事務負担の増加

- (対象が極小でない限り) インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠
- 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加

(1) 追加調査・検証のポイント

- 地方の中堅都市や山間地の中小企業団体からのヒアリングによれば、過疎地で地域住民の生活物資を提供している商店には、高齢者が経営する小規模商店が多く、仮にインボイス等による区分経理が必要となれば、初期コストや事務負担に耐えられず廃業に追い込まれるおそれがあるとの声があった。
- インボイス制度を導入している諸外国における中小企業の負担軽減策についての調査によれば、簡易インボイス（少額取引について、顧客の住所・氏名等を省略可）や、イギリスの中小小売事業者の売上税額の計算の特例（インボイスに記載された税額の積み上げではなく、税込み価格からの割戻し計算を認める等）等がある。ただし、これらは小売事業者の消費者取引を念頭に置いた措置であり、適用税率や税額を別記するインボイスの発行や区分経理が免除されるものではなく、事業者の事務負担の問題が根本的に解決されるものではない。
- 台湾の電子インボイス制度（事業者は、当局が整備したクラウドネットワークを利用してインボイスを電子的に発行・保存）についての現地当局及び会計事務所等への実地ヒアリングによれば、電子インボイス制度は事業者のインボイス保存コストを軽減する目的で導入されたものであるが、政府で保存されている電子インボイスに係る情報は納税申告に活用でき、また経理や経営管理システムとの連携も可能であるとのことであった。政府がIT技術を活用して基盤整備を行うことにより、事業者の経営の効率化につながっている事例である。

※ 台湾では、B to C取引におけるインボイスの普及を促す観点から、消費者向けにインボイス番号に基づく「宝くじ」を実施しており、国民の楽しみとなっているが、電子インボイス制度の導入によって当選番号の確認・検索を電子的に行えるようになった。

(2) 対応の方向性

- 消費税の軽減税率制度の導入に伴う事業者の事務負担の増加を極力小さなものとする観点から、
 - ① 事業者の経理や納税事務に影響しない、
 - ② 川上や流通等の中間段階の事業者に追加的な事務を生じさせない仕組みとすることが必要。しかしながら、欧州諸国で導入されている税率を複数設定する軽減税率制度によってこれを達成することは困難であり、制度を工夫して新たな形の軽減税率制度を検討する必要。
- 台湾の電子インボイス制度は、政府がインフラを整備して、事業者や消費者がそれを活用する仕組みとすることにより、事業者や消費者の事務負担を軽減するものである。これを参考とし、軽減税率制度の導入によって生じる事務負担を軽減する観点から、IT化の進展によって可能となった政策ツールや、民間事業者によって提供されている事業ツールを活用することを検討する。

3. 政策目的（低所得者対策）になじまない負担軽減効果の発生

- 高所得者にまで負担軽減効果が及び、所要財源が大きくなる一因となる

(1) 追加調査・検証のポイント

- 主要国の軽減税率制度の調査によれば、これらの国の軽減税率制度についても同様の指摘がなされているが、高所得者への軽減税率制度の適用を制限している事例は見られない。欧州諸国で導入されている税率を複数設定する軽減税率制度の場合、高所得者に大きな恩恵が及ぶとの問題は避けられない。
- 給付付き税額控除制度の海外調査によれば、カナダでは、中・低所得者対策として、付加価値税の負担軽減を図るため、給付付き税額控除制度を導入している。

給付付き税額控除をはじめとする給付措置については、制度の対象者を一定水準の所得を下回る者に限定し、かつ所得水準に応じて給付額等を決めることができ、また対象品目の設定や事業者の事務負担の問題は生じないといった利点がある。

他方、給付措置は、実際の買い物のタイミングや、購入額と関係なく、年1回確定申告の際に所得水準等に応じて決まった額を給付されるものであり、消費税そのものの軽減ではないことから、消費者の痛税感の緩和の実感につながらないなど、消費税率引上げに伴う低所得者対策としての課題がある。

(2) 検討の方向性

- 高所得者が過大な恩恵を受けることがないようにするためには、新たな形の軽減税率制度を工夫する必要。
- 消費税率引上げに伴う低所得者への配慮との観点から、低所得者の生活必需品にかかる消費税負担を軽減し、かつ、購入頻度の高さによる痛税感を緩和するため、
 - ① 低所得者対策として相応しい対象品目を特定し、購入した品目について消費税負担を軽減する、
 - ② 消費者が、軽減のメリットを、購入の都度、何らかの形で実感できる、
 - ③ 給付付き税額控除をはじめとする給付措置ではなく、消費税そのものの負担を軽減する消費税制の仕組みとする方向で検討する。